

第41回安曇野市都市計画審議会 会議概要

1	会議名	第41回安曇野市都市計画審議会
2	日時	平成30年4月24日 午後3時00分から午後4時17分まで
3	会場	安曇野市役所 4階 大会議室 西
4	出席者	柳沢吉保会長、浅川 隆委員、望月静美委員、下田正年委員、川井敏克委員、岡江 正委員、矢澤久男委員、青木武良委員、丸山喆之委員、藤原陽子委員、召田義人委員、宮下明博委員、飯森正敏委員
5	市側出席者	都市建設部 横山部長、都市計画課 久保田課長、小畑係長、山田主査、中山主査
6	参考人	穂高広域施設組合 久田事務局長、浅川係長 コンサルタント 味澤（株式会社環境技術センター）
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	1人 記者 2人
8	会議概要作成年月日	平成30年5月8日

協 議 事 項 等

1	会議の概要
	(1) 開会
	(2) あいさつ
	(3) 審議案件
	ア 安曇野都市計画ごみ焼却場（安曇野市決定）の変更（案）について
	(4) その他
	(5) 閉会
2	審議概要
	(1) 審議案件
	ア 安曇野都市計画ごみ焼却場（安曇野市決定）の変更（案）について 資料説明（事務局）
	<b>【説明に対する意見】</b>
	○ 既存の施設の規模に対して計画施設のほうの規模が減少しているが、なぜこのようになっているのか。これからの人口減少とか、あるいはそれによるごみの排出量の減少とか、そういったものを踏まえたうえでこのようなことになっているのか。
	→ 質問のとおり、人口減少を見ている。それと、現行の施設は24時間稼働にしているが、新施設においては24時間稼働ということで計画しているので、その分のサイズが小さくなっている。

- 何年か前にバイオごみということで、ごみの内容によって分けていたが、それは採算が取れないから、今は計画を立てた現在の方式でやるということだと思いが、家庭内で生ごみを処理する機械に町のとくに補助金をやっていたものを一旦やめて、それをまた市で補助しながら生ごみを処理するようなことをするのかどうか。これだけ処理能力があるから今までどおり生ごみを全部ごみで出すということか。
- 回答になるかわからないが、計画の中では今の処理形態を変えることは考えていない。今後においては市との協議もあろうかと思うし、今後の課題かと思う。
- 全世帯から出てくる生ごみについても、この規模だけあれば大丈夫ということか。
- 一般廃棄物処理計画に則ってやっているのだから、このサイズでいいということ考えている。
- 環境影響評価書の1-14、1-15ページにストーカ式と流動床式の2つのフローがあるが、2つのうちどちらかでやるのかは決定されているか。
- 昨年10月4日に総合評価方式の入札を行い、2社あったが、双方がストーカ式ということで、ストーカ式に決定している。
- そうすると、1-14ページに記載されているフローで決定しているということか。
- そのとおり。
- その方式によって、環境影響評価というものは2つの方式の中で影響が出てくるものなのか。
- 環境影響評価の段階では決まっていなかったが、どちらでも環境には影響ないということで評価をしている。
- 確認をしたいが、環境影響評価書の2-11ページの大気質・水質等の状況の中に大気質の項目があり、ここに隣接する松本市及び大町市の調査結果を示すということで、自動車の排出ガスの測定によって評価されているが、ごみ焼却炉としての大気汚染について評価することをしなくても、自動車の排出ガスで環境影響評価がされるものなのかどうか。
- こちらで示している内容については、穂高広域施設組合の穂高クリーンセンターの評価を示しているものではない。2-7ページに、2.3 自然的状況ということで示しているものは、現在の状況を表したものである。一般環境大気測定局は通常測定されているようなものになり、下の自動車排出ガスというのは車の排出ガスの測定局のところを示している。
- 現在の焼却施設の状況等から評価されるべきものではないか。

→ 環境影響評価書を抜粋したものが配布されているが、抜粋以外の部分を説明させていただく。

環境影響評価についてのコンサルタントである環境技術センターから職員が来ており、専門的などころになるのでそちらのほうから説明をさせていただければと思う。

→ お手元の資料は資料調査の結果ということで、現地調査をやる前の既存の調査をまとめたものである。本体の部分は、評価書そのものの中で詳しく記述をしており、クリーンセンター周辺で1年間かけて詳しい調査を行い、新しい施設の影響予測を行っている。大気の拡散予測などをやっており、その結果が膨大になるので、今回お配りされている資料には掲載されていないということだと思う。

○ ここで言う自然的状況の評価指標、評価項目については、特に問題がないということによろしいか。

→ 私の手元に環境影響評価書があるが、このページで言うと4-1-79や4-1-81辺りに計測の結果があり、これは先ほどお話があったストーク式、流動床式に関しても適応できる計算で、どちらにしても環境への影響は小さいという結果が得られている。

○ 大気への影響とすれば問題がないと思うが、評価書として自動車の排出ガスということが書いてあるのが理解できなかった。

○ 審議する内容についてかいつまんで資料を作ればそれで結構だと思う。特に関係のない部分を見てしまうとこちらのほうも混乱してしまうので、少し整理したものを提示いただければと思うが、結論としましては問題ないということによろしいか。

○ 資料12ページの中で標準建蔽率が10分の1、建蔽率が13%となっているが、この建蔽率の出し方は、現在の焼却場の面積と今度拡張される焼却場の面積があるが、現施設が撤去された後のものになっているのか。建物が残っているならば建蔽率は上がってくると思うが、どういうふうに考えているのか。アセスの中では現施設はなくなるということで説明があったが、建築面積に現施設は含まれているのか。

→ これは、既存の施設がなくなった後、新しい施設のみで算出したものである。

○ 既存の建物はなくなっているという考え方か。

もう一つ、前回の都市計画審議会の際に、都市計画法の主旨に沿わないため賛同できなくて反対をしたが、安曇野市で都市計画決定若しくは変更をするときの進め方について理解できないところがある。施設を都市計画決定する意義と、それから決定したことでどういう効果があるのか、その辺がちょっとよくわからない。以前の都市計画審議会の際には、都市計画審議会の条例等から、どういう目的で都市計画の概要についてもいろいろ説明があったが、都市計画審議会ですべての施設を決定していく意義、それから効果がちょっと理解できないでいる。

○ ごみ焼却場は都市施設であるので、その建設に当たっては都市計画決定がないと建設できないということは、委員もご承知のとおりと思う。順番のご指摘かと思うが、先ほ

どのカラーの資料の最終ページにあるように、環境影響評価の公告がなされた後で都市計画決定が行われるということで、我々だけでなく県内の各地域で同じようにやっているが、この都市計画決定をするには環境影響評価書が必要になるという手続きであり、それには先ほどからお話しが出ているように、ごみの燃焼能力や焼却方法といったファクターが揃わないと環境影響評価書もできないということである。他の都市計画決定をしている道路とか、そういったもの手続きとは違うが、安曇野市独自というものではなく、こういった流れの中でやらせていただいているということでご理解をいただきたいというふうに思う。

- 都市施設全般を都市計画決定する意義と効果、そういうものを説明していただきかったが。

資料を見ると、この場所の用地買収は平成 18 年 12 月に行われているという話だが、今回の都市計画変更で都市計画審議会が決めることは、位置と区域と面積である。それが、環境影響評価が出ないうちに、12 年前に買収をした後に都市計画変更というふうに行われている。区域も場所もみんな決まっているものを今更、12 年経ってというのは、本来なら環境影響評価が終わったところで都市計画変更をした上で用地買収すべきものと思う。そういう買収時期について疑問を感じる。

私、第 7 回の都市計画審議会、平成 20 年 9 月 22 日に、当時都市計画課のほうから安曇野市の都市計画の現況について説明を受けたのだが、その中では用地買収がされていると思っていなかったもので、用地買収する前に本来は都市計画変更をすべきではないかという意見を申し上げたのだが、この当時、事務局のほうから既にも買収がしてあるという説明を受けた。そういう中で、このときには環境影響評価ができていなかったから、環境影響評価をもっと早くやって、都市計画変更を先にやるべきではなかったかなと思う。買収した当時は地価が下降気味だったわけで、地価が上昇しているときなら先行買収することで財政上のメリットがあるわけだが、12 年も経ってどのくらいの数値かはわからないが、20%以上は下がったことになろうかと思う。

先ほど、都市計画決定のメリットの話がなかったが、都市計画決定をする前に民間の業者が土地を開発したいという場合には、用地の先行買い取りができるという都市計画法の定めがあるわけだが、そういう都市計画から逸脱するような形で進めてこられていくのは、以前も申し上げたとおりであるが、この都市計画審議会が形だけの審議会になってしまうのではと思う。当時の審議会の会長も、都市計画の進め方については慎重にやってほしいという要望をしていたので、当時の審議会の議事録を参考にさせていただければと思う。

- 前回の審議会に引き続きご意見をいただいた。カラーの資料の 6 ページ、安筑ごみ焼却場の経過ということで、先ほど係からの説明もあったとおり、平成 6 年 9 月に現在の焼却場が供用開始になっているが、焼却炉はいずれ耐用年数を迎え更新しなければならないということは必定であり、それに向かってどういうふうにしていくかというのが行政の課題でもあるところである。それに当たっては、一般的には迷惑施設であるので、建設をさせていただく地元の皆さんの理解がないと建設はできないということで、ここにあるように平成 15 年 12 月から 29 年 5 月まで述べ 15 回にわたり地元説明会を開催させていただいて理解をいただき、結果的に平成 16 年 11 月に下木戸常会と協定書を締結させていただき、平成 17 年 3 月には狐島耕地区と協定書を締結させていただいて、こういった地元の理解が得られたところで、今委員が仰ったとおり平成 18 年 12 月に建設用地として取得をさせていただいたということで、当時の議事録等を見ると、建てるに

当たっては地元の方のご理解がないと、机上ではなかなか進んでいかないといいところで、こういったご理解がいただけた中で進んでいるということである。またもう一つの要因として、合併特例債を有効に活用して建設に当たっての大きな財源を確保したいということがあるが、東日本大震災の後に活用期限が5年延長されたという中で、この非常に大きな事業費が必要なクリーンセンターの建て替えに当たっては、安曇野市としては合併特例債を使って建設すれば、後々の財政負担が抑えられるということもあり、そういった流れの中で急遽、少し加速度的に進んできたということがある。前回の南部総合公園の拡張に引き続き、委員からご指摘いただいたが、こういった事情の中で進めさせていただけるということで、是非ご理解をいただければと思う。

- 確かに流れからすると先に用地取得ということがあるが、現実的に進めるためにはある程度並行して進めなければいけない部分もあり、そもそも環境影響評価をして問題があるとか、老朽化している、今のこれからのエネルギーの積極的な回収等を実現するというのをこの会議の場で確認し、その後また用地取得というの、これはなかなか事業が進まないの、事務局からお話があったとおり、住民の方の合意を得ていかないといいけないという中で進めているので、多少そういう所で前後があったとしても、結果的に安曇野市として、今の人口規模や世帯から出てくるごみの量に対応するようなごみ焼却施設をつくるということを進めるに当たって、うまくこのような流れで進めてきて今に至っているということであるので、安曇野市として進めていく中ではやむをえないのかなと思う。
- 施設整備の必要性はわかっているのだけれども、第7回のときに早く買収の話があるなら早く都市計画の審議をすればいいということで、12年も前の話であったので。環境影響評価もあるが、この審議会の意味が後付けで承認するようなものになってしまうので、そこがちょっとおかしいなということで意見を申し上げた。
- もっと早くできる流れというものはあったのか。
  - 先ほど説明があったとおり、施設についての燃焼方式とか、環境影響評価書がないと県の協議もできず手続きができないということで、順を追っていくとどうしても今回のような流れになってしまうということである。
- 市のほうで鋭意進めた結果、今の状況になっているということである。内容そのものについてはいかがか。
- 用地買収が、まだ計画も環境影響評価もできていない状態で場所を決めてしまっても買収してしまう、という進め方がまずいのではないかなということである。これ以上はいい。
- 昨年12月、諏訪湖周クリーンセンターを見学させていただいた。大変いい施設であった。環境負荷を減らすためには新しい施設になったほうがいいと思う。老朽化した施設で運営していくよりは、新しい施設になって、ごみを資源とした循環型の施設になったほうが環境的にはいいと思う。諏訪湖周クリーンセンターよりも、これから建てる建物はもっと技術力がアップしているのではないかなと思うので、できれば早急にでも建て替えていただき、早く環境負荷を減らせるような、あるいは余剰エネルギーを生み

出せるような循環型の建物を期待したい。見学をしたときはあの施設はいいなと思ったので、早く安曇野市にもそういう施設ができればいいと期待している。なるべくいい施設を作っていただきたいと考えている。

- 2点お願いしたいが、アセスをやっているが、これは都計アセスではなくて事業者アセスでいいのか。都市計画法に引っかかっているものではなくて県の条例アセスでよいか。私たちはこの審議会の中では、位置とか面積の妥当性というところが一番大事なところになってくるのだが、先ほどの資料だと、準備書段階とかのどういうことをやったらいいかというものであるが、私たちの知りたいのは環境影響評価書の5-1の総合評価、事業者さんとしての自分たちの評価であって、これを受けて県の審議会とか、一般の人からどのような意見が出て、それにどのように配慮されたのかというところが見えていないので、今わかるのであればそこを教えてくださいたいのが1つ。

それからもう一つは、都市計画の担当のほうになると思うが、今の案の中に計画図があり、濃い赤色のところが新たに編入するところで、薄い赤の既決定のところは新しい施設が稼働したときにはどうなるのか。倍の面積を持っていることなのか。それともここは将来的に変更で削除していくということを考えているのか、ということをお聞きしたかった。

法定図書は確かにこれであるが、この赤の中にどういう施設が入るのでこれだけの面積が必要だという、現段階での施設の配置計画を是非つけていただきたい。でないと、審議している人がなぜこれだけの面積が必要なのかということがわからないので、そこは丁寧な運営をいただきたいと思う。

- 評価書は厚みがあるのでなかなか抜粋して資料として提供できなくて申し訳ないが、一般の人からの意見、知事のほうからの意見等もあるので、そこは私どもは忠実に守った上で進めている。

- 例えば、県からどんな意見が出ているのか。

- 準備書に対しては11項目あり、全般で言うと、「施設整備や管理運営について、安全性の確保や環境の保全に最大限配慮するとともに、稼働状況、モニタリング結果等の情報をわかりやすく積極的に公表し、地域住民の安全・安心の確保に努めること。」「現況に対して予測値の大幅な増加が見込まれる場合は、実行可能な範囲で最大限の環境保全に努める旨を評価書において示すこと。」「予想式や図表等を丁寧に記載し、住民に対してわかりやすい図書となるよう努めること。」もう一つ言うと、「地下水について、良好な水循環が行われるよう、水の浸透や蒸発散に関して適切な配慮がなされた施行計画を検討すること。」等々11項目を知事意見としていただいている。

- そうすると、それは環境審議会のほうで施設自体はしっかり審議をしていただいて、それをクリアしたものだというふうに私たちは捉える。それを網羅したものをつくるとこれだけの面積が必要になるということよろしいか。

- 3回の技術委員会に私たちも出席させていただき、質問回答方式で回答をさせていただき、最終的に知事意見をいただいて報告になっている。

- それを網羅する必要な面積がこれだけだということを確認したかっただけである。

○ 要するに、施設の規模に対してこれだけの敷地が必要なんだという根拠が分かればいいと思う。

→ それぞれの分野の先生方が見ていただいた中で審議いただいているので、私どもは施設の計画で承認をいただいているということで考えている。

→ 続けてのご質問であるが、カラーの資料の5ページをお開きいただきたい。新しい施設の位置、これは平面を落とし込んでいるが、薄いピンクが現在の焼却場であり、その下に有限会社高瀬川生コン、その左側に薄い字で恐縮であるが、新しい施設の計画平面を示している。

それから敷地の面積であるが、12 ページでご説明をさせていただき、繰り返しになるが、新施設が稼働したら既存施設は稼働終了ということで更地にするということであるが、跡地の土地利用については現在検討中ということで、周辺住民の皆さんのご意見もあるので、現在としては表立って公にできない状況であり、今後の建て替えも必要になるということもあるので、将来的には周辺住民の意見を参考にするなどして、将来的な土地利用を今後決めていくということでご説明させていただいた。

○ その他にあるか。

今回事務局から提案していただいた計画案について、異議等や他の質問などがあるか。

それでは、色々な手続きの話や流れの話や、環境影響評価書が細かい資料だったものでわかり難いものがあったりしたが、ご質問いただく中で特に問題はないのではないかとということである。

事務局のほうで出していただいた資料、それから計画案について、ご異議はないということよろしいか。

(全員異議なし)

○ ご異議はないということで、議案は議案のとおりとすることとさせていただく。また、貴重な意見をいただいたので、また事務局で今後の審議の中で活用していただくようお願いしたい。

それでは、審議の結果の報告、いただいた意見のとりまとめ、市長への答申については、会長に一任させていただきたいと思う。

(2) その他

(報告事項なし)

以上